

防衛医科大学校病院規則第5号

防衛医科大学校病院材料部運営委員会規則を次のように定める。

昭和55年4月1日

防衛医科大学校病院長 細野清士

防衛医科大学校病院材料部運営委員会規則

改正 平成14年 2月27日規則第3号

平成18年 3月31日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院材料部（以下「材料部」という。）の適正な運営を図るための防衛医科大学校病院材料部運営委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員8名をもって構成する。

2 委員長は、材料部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 病院の部長のうちから病院長の指名する者 5名

(2) 看護部長

(3) 材料部副部長

(4) 材料部看護師長

4 前項第1号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 材料部の運営に関すること。

(2) 材料部の管理する医療備品に関すること。

(3) その他材料部に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、材料部において行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。